

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

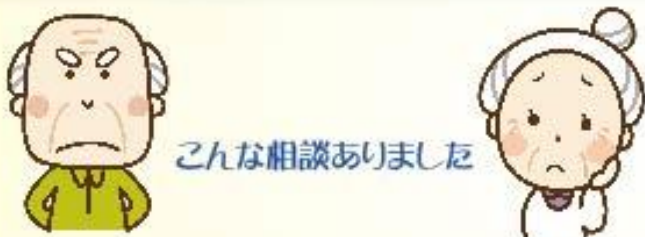
No.145

発行：東濃西部広域行政事務組合

身に覚えのない商品が届いたらどうしたらいいの？

窓口には「全く身に覚えのない商品が届いたけれど、どうしたらいいか」という相談がよく寄せられます。最初に疑われるのは、家族の注文品や贈り物の可能性なので、まずは関係者に確認してみましょう。代引きで送られて来た場合は、お金を支払う前に家族に確認する必要があります。受け取りを保留して、確認してから対応をしましょう。ポストインで配達された荷物の場合で、受け取りたくなければ未開封で受け取り拒否をしましょう。

基本的に、契約していない商品の代金を支払う必要はありません。商品に請求書が入っていた場合は、送り付け商法(ネガティブオプション)なので、商品はすぐに処分できると法律改正されています。受け取り後に別途請求書が来たとしても、支払う必要はありません。不安なときはご相談ください。



こんな相談ありました

半年前、ネットで冬物のクリーニング契約をし、10点を預けてあった。寒くなったので服の引き取りをすると、お気に入りや長年愛用していたブランド品のダウンジャケットのロゴがボロボロになっていた。事業者に出したがい何もしないと言われた。

まずは規約を確認する必要があります。通信販売のため、基本的には規約に沿った解決方法になります。契約する前に、トラブルになった場合の対応を必ず確認しましょう。購入当時高額で、思い入れのある品物であっても、それを加味された対応は難しい場合が多いです。大切な品を預ける場合は、信頼できる事業者に、双方で事前の打ち合わせをしてから預けましょう。

10月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	9件
訪問購入	0件
通信販売	43件
連鎖販売	1件
電話勧誘	6件
送り付け商法	2件
無店舗販売	0件
不明・無関係	11件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業